

5 危険物等災害対策計画編

目 次

第 1 章 災害予防計画

第 1 節	危険物等災害の予防	1
第 2 節	石油類等危険物施設の予防	3
第 3 節	高圧ガス・火薬類の予防	4

第 2 章 災害応急対策計画

第 1 節	組 織	5
第 2 節	動 員	6
第 3 節	情報の収集・連絡	7
第 4 節	石油類等危険物施設の事故応急対策	11
第 5 節	高圧ガス・火薬類の事故応急対策	13
第 6 節	毒劇物取扱施設の事故応急対策	15
第 7 節	避難誘導	16
第 8 節	捜索・救出・救助	16
第 9 節	応援要請	16
第10節	医療救護	16
第11節	緊急輸送の確保	16

この計画は、町内において危険物等（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質（放射性同位元素又はそれを含有する物質等放射線を放出する物質）をいう。以下同じ。）の漏洩・流出、飛散、火災、爆発による多数の死傷者等の発生する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、関係機関、関係団体及び事業者がとるべき対策について定める。

この計画に定めのない事項については、2. 地震災害対策計画編に準拠する。

第1章 災害予防計画

危険物等災害の発生を予防するとともに、それが発生した場合の被害の軽減を図るため、関係機関、関係団体及び事業者は、次の対策を講じる。

第1節 危険物等災害の予防

1 危険物等関係施設の安全性の確保

（1）保安体制の確立

ア 事業者は、法令で定める技術基準を遵守するとともに、自主保安規程等の策定、自衛消防組織等の設置並びに貯蔵、取扱い施設等の定期点検、自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。また、災害が発生した場合は、その原因の徹底的な究明に努め、再発防止に資するものとする。

イ 危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。危険物等災害が生じた場合に、その原因究明に努めるものとする。

（2）保安教育の実施

ア 危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、取扱作業の保安に関する講習を受講し資質の向上に努めるものとする。

イ 事業者は、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し自主防災体制の確立に努めるものとする。

2 災害応急対策、災害復旧への備え

（1）情報の収集・連絡体制の整備

危険物等災害が発生した場合において、夜間、休日の場合等を含めて、迅速・的確な応急対策がとれるよう、情報収集・連絡体制の整備を図る。

（2）職員の活動体制の整備

それぞれの実情に応じ、非常参集体制の整備を図るとともに、それぞれの災害時活動マニュアルを作成し、職員に災害時の活動内容等を周知する。

(3) 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等平常時より連携の強化を図る。

(4) 救助・救急及び消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動が行えるよう、それぞれの実情に応じ、救助・救急用資機材及び消火用資機材等の備蓄や整備を行う。

(5) 危険物等大量流出時における防除活動への備え

油処理剤、油吸着剤等の流出油防除資機材、化学消火薬剤等の消火用資機材、中和剤、防災薬剤等及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。また、緊急時における防災関係機関の協力体制の確立を図る。

(6) 避難受け入れ活動体制の整備

町は、あらかじめ避難所・避難路を指定し、住民への周知徹底を行うとともに、発災時の避難誘導計画を作成し訓練を実施する。

(7) 防災訓練の実施

実践的で、相互に連携した訓練の実施に努める。

(8) 緊急輸送活動体制の整備

町は、災害時の応急活動用資機材等の円滑な輸送を行うため、道路交通管理体制の整備を図る。

3 防災知識の普及、住民の訓練

町は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

また、防災的見地から防災アセスメントを行い、地域住民、とりわけ高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に配慮した適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地域別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発を図る。

第2節 石油類等危険物施設の予防

石油類等危険物（消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの）施設に関する予防対策は、第1節に定めるほか次のとおりとする。

1 施設の保全

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努める。

2 危険物貯蔵タンクの安全対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、町は、これらの法令に基づき事業所に対する指導の強化を行う。

（1）地盤対策

危険物貯蔵タンクを設置する場合の地盤等については地盤変動による不等沈下等におけるタンクの移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、点検及び調査等、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

（2）構造設備の対策

危険物貯蔵タンクの構造設備及び防油堤等については、耐震、漏洩等に関する事故防止に努めるとともに、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

（3）管理上の対策

危険物貯蔵タンクにおける貯蔵取扱い上の安全管理については、特に下記事項に留意するほか、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

ア 漏洩、流出防止及び事故発生感知のための警報、緊急遮断装置の整備

イ 消火設備の設置と維持管理の徹底

ウ 非常時の通報及び消火体制確立のための教育・訓練の徹底

第3節 高圧ガス・火薬類の予防

高圧ガス（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されるもの）及び火薬類（火薬取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの）の予防対策は第1節に定めるほか、次のとおりとする。

1 高圧ガス施設等の安全対策

高圧ガス及び火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱いについては、関係法令に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

2 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

3 都市ガスの予防対策

町は、ガス事業法に基づき、必要に応じ、火災予防査察を実施し、火災の未然防止を図るものとする。また、災害予防上必要と認めるときは、ガス事業者に対し保安上とるべき措置について通報するものとする。

事業者は、通報を受けたとき、直ちに防災上必要な対策を講じることができる体制を整備するものとする

4 自主保安体制の確立

高圧ガス及び火薬類等関係事業所は、災害発生の防止が事業所の責任であることを自覚し、保安管理体制の強化、関係業種別に保安団体の積極的な活動を推進し、各種災害の防止を図る。

5 事業者間の相互応援体制の検討、整備

地震等災害発生時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握し、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱い事業者間又は液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の整備に努める。

第2章 災害応急対策計画

危険物等災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合は、防災関係機関等の協力を得て対策を講じ、被害の発生を最小限に押さえるために町が行う措置について定める。

第1節 組 織

町域内において、危険物等災害が発生し又、発生するおそれがある場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するための組織について次に定める。

1 災害警戒本部

(1) 設置基準

- ア 危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合
- イ 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がある場合
- ウ その他副町長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア 多数の死傷者が発生するおそれがなくなった場合
- イ 漏洩物に対し、厳重な警戒体制をとる必要がなくなった場合
- ウ その他副町長が必要なしと認めた場合

(3) 組織・審議事項及び分掌事務等

災害警戒本部の組織・審議事項及び分掌事務は、2. 地震災害対策計画編 第2章第1節「初動対応」に準ずる。

2 災害対策本部

(1) 設置基準

- ア 危険物等事故により、多数の死傷者が発生した場合
- イ 大規模な火災が発生した場合
- ウ 漏洩物により、河川域に相当な被害が発生し、又は発生が予想される場合
- エ その他町長が必要と認めた場合

(2) 廃止基準

- ア 危険物等事故災害応急対策が概ね完了した場合
- イ その他町長が必要なしと認めた場合

(3) 組織・審議事項及び分掌事務等

災害警戒本部の組織・審議事項及び分掌事務は、2. 地震災害対策計画編 第2章1節「初動対応」に準ずる。

第2節 動 員

応急対策活動に対し必要な人員を動員し、応急対策活動を円滑に実施するため次のとおり定める。

1 職員の動員配備体制

職員配備の決定基準は、町域内における危険物等災害の状況等により、次のとおり定める。

体制区分	基 準	災害対策本部等の設置
警戒体制	危険物等事故により、多数の死傷者が発生するおそれがある場合、又は、漏洩物により嚴重な警戒体制をとる必要が生じた場合、またその他の状況により副町長が必要と認めた場合	災害警戒本部を設置する。
非常体制	危険物等事故により、多数の死傷者が発生したとき、大規模な火災の発生、河川域に相当な被害が発生し、また発生が予想される場合、又はその他の状況等により町長が必要と認めた場合	災害対策本部を設置する。

2 配備体制の決定

配備体制の決定については、2. 地震災害対策計画編 第2章第1節「初動対応」に準ずる。

3 職員の動員

各部長は、配備体制の指令をうけたときは、配備体制に応じ所属職員に対して必要な指示を行う。

配備体制別の各部の職員動員数は、災害の状況及び応急処置の進捗状況等に応じて判断するものとする。

4 動員方法等

動員方法・自主参集・動員状況報告及び応援協力要請は、2. 地震災害対策計画編 第2章第1節「初動対応」に準ずる。

第3節 情報の収集・連絡

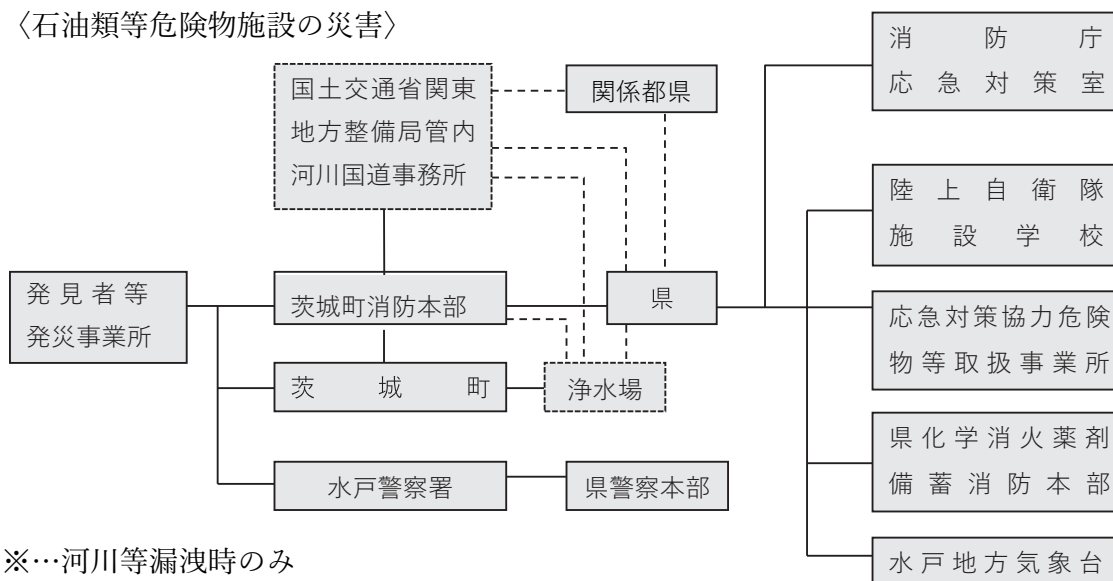
1 災害情報の収集・連絡

危険物等災害の情報を受理したときは、その状況把握に努め、関係機関に伝達するとともに県に対して速やかに災害の概況を報告する。

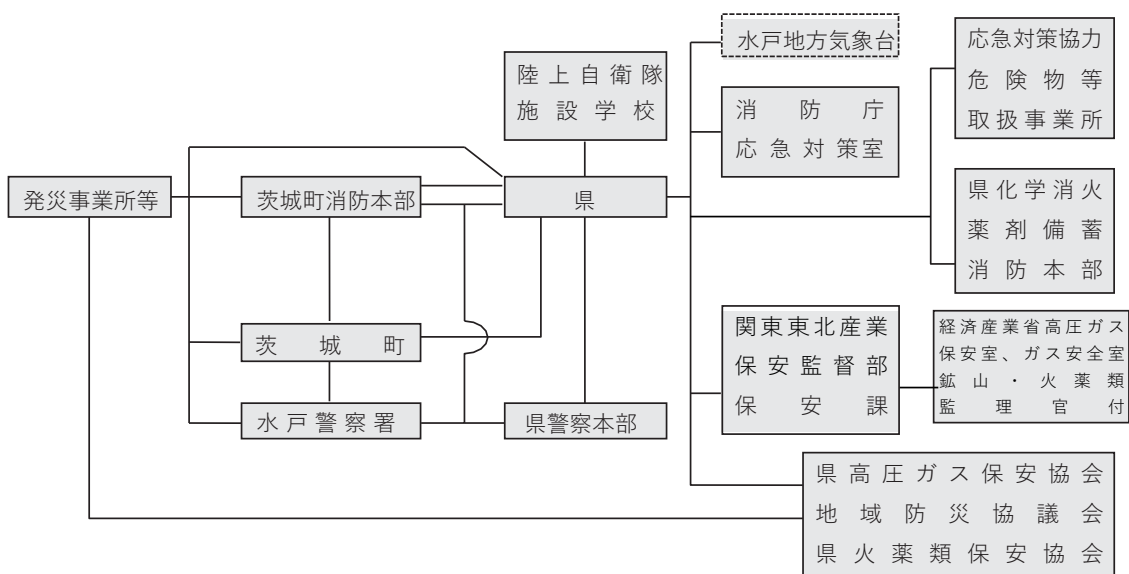
2 災害情報の収集・連絡系統

各災害の災害状況の収集・連絡系統は次のとおりとする。

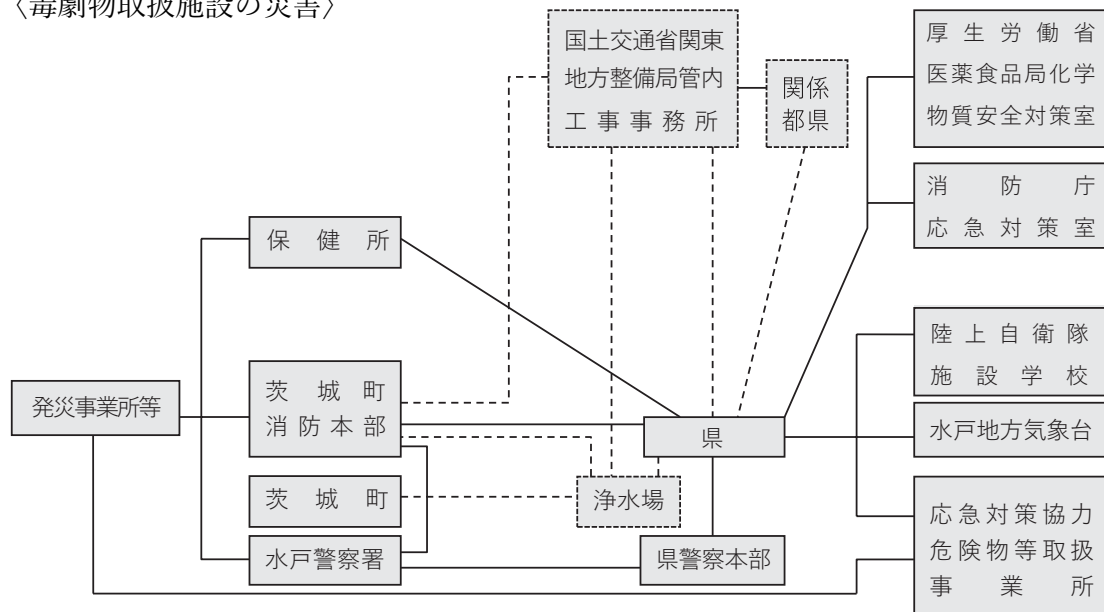
〈石油類等危険物施設の災害〉



〈高圧ガス・都市ガス・火薬類・毒性ガスの災害〉



〈毒劇物取扱施設の災害〉



※…毒劇物が河川等へ流入した場合

3 被害情報の収集・把握

- (1) 町は、被害情報の収集・把握を実施する。
- (2) 町は、被害が発生した場合、また発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し県に報告する。
併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

4 災害情報の通報

危険物等災害が発生した場合、又は発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を町長又は警察官に通報するものとする。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力するものとする。この通報を受けた警察官は、その旨速やかに町長に、また町長は、県、その他関係機関に通報するものとする。

5 住民等への情報提供

防災関係機関相互の連絡を密にし、危険物等災害の状況、安否、各機関が講じる施策、二次災害の危険性等の情報について、住民等へ適切に情報提供を行う。

また、情報の伝達にあたっては、町防災行政用無線等により実施する。

この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書等によるものとする。

第4節 石油類等危険物施設の事故応急対策

1 危険物火災等の応急対策

- (1) 発災事業所は、火災が発生した場合は、直ちに119番通報するとともに、自衛消防組織を動員する。
- (2) 消防機関及び事業所の自衛消防組織は、直ちに危険物等の流出を土のう等により止めて、火災の拡大を防止するとともに、速やかに燃焼物の種類及び特性、装置等の緊急停止の有無、有毒ガス発生の有無及び性状等火災の状況を把握し、危険物等の性状に応じた消火活動を行うものとする。この際、消火により可燃性ガスが滞留し、又は有毒ガスが発生する等のおそれがある場合は、消火の是非についても考慮する。また、大量の泡放射等により消火薬剤等が河川等に流出しないよう措置を講じる。
- (3) 町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域又は警戒区域の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、避難誘導するものとする。

2 危険物の漏洩応急対策

(1) 非水溶性危険物の漏洩対策

石油類等油脂類が河川等に漏洩した場合は、以下の応急対策のとおりとする。

- ア 原因者は、直ちに土のう装置や排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、泡による液面被覆措置、ガス検知の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。
回収作業に使用するタンクローリー、ドラム、ポンプ等の資機材は早期に手配するものとし、回収にあたっては消防機関等の指示に従うものとする。
- イ 町は、直ちに危険物等の河川等への流出を積土のう等による漏洩範囲の拡大を防止する措置をとるとともに、危険物等の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。
また、排出の原因者をして、吸着マット等回収資機材により回収を行うよう指導するとともに、地域の安全維持上必要な場合は、排出の原因者に協力して回収作業等を実施する。
なお、可燃性ガス濃度が爆発限界内にある場所、及び爆発した場合に影響をうける場所からは退避し、原則として当該範囲内での作業は実施せず、遠隔操作の可能な機材を活用する。
有毒ガスが発生している場合、又は発生するおそれのある場合は、単独で防除活動はせず互いに安全確認ができるよう複数で行うものとする。
- ウ 町は、河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、流出油の防除を実施する。
また、回収された油等廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。
なお、処分までの一時保管にあたっては、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたる。

- エ 町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域又は警察区域の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導を実施する。

(2) 水溶性危険物の漏洩対策

アルコール等水溶性の危険物が漏洩した事故においては、次の応急対策をとる。

- ア 原因者は、直ちに積土のうや排水溝閉止等による流出防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び危険物の性状を消防機関に伝え、火気使用の中止、耐アルコール性泡消火薬剤による液面被覆措置、ガス検知器の活用等による引火防止措置をとり、低引火物質の場合は防爆型ポンプによる漏洩危険物の回収を行うものとする。回収にあたっては、消防機関等の指示に従うものとする。
- イ 町は、直ちに危険物等の河川等への流出を積土のう等により止めるとともに、危険物の性状を把握して、引火による火災発生を防止する措置を行う。
また、排出の原因者をして、回収等の措置を迅速に行うよう指示するとともに、地域の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して適切な防除措置を実施する。
- ウ 町は、河川管理者等の協力要請があった場合、又は地域環境の保全及び地域住民の安全維持上必要がある場合は、排出の原因者に協力して危険物の防除活動、水質監視を実施する。回収された危険物の廃棄物について、排出した原因者側に速やかに処分させるものとする。なお、処分までの一時保管については、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導にあたる。
- エ 町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域又は警戒区域の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導を実施する。

3 核燃料物資等の事業所外運搬中の事故に対する対策

- ア 町は、核燃料物資等の輸送事故が町域内で発生した旨の通報をうけた場合は、事故の状況に応じ職員の安全を確保しながら原子力事業者等と相互に協力して消火、救助、救急等の措置を実施するために必要な体制の整備を図る。
- イ 前項の事故の通報をうけた、町（町消防）は、直ちにその旨を県（生活環境部原子力安全対策課）に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて職員の安全を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を講じる。

第5節 高圧ガス・火薬類の事故応急対策

1 一般高圧ガス、火薬類の事故応急対策

- (1) 事業者は、直ちに応急点検を実施し、応急処置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届け出るものとする。
自らの防御措置の実施が不可能な場合は、茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請するものとする。
- (2) 町は、高圧ガス火薬類の性状を把握し、消火活動、注水冷却等を行う。
火災が収まった後も、爆発等二次災害発生に留意し、適時ガス濃度を測定し又はガスの性状をもとにガス滞留状況を予測し遮蔽物を利用する等留意し活動する。
- (3) 町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域又は警戒区域の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導を実施する。

2 毒性ガスの応急対策

- (1) 町は、発災事業者から有毒ガスの性状、漏洩状況等の情報を収集し、また、県等から大気情報を得るなどして、速やかに警察と連携するなどして、避難区域又は警戒区域の必要性を判断し、迅速に住民等に広報を行う。
避難が必要と判断された場合は、有毒ガスの漏洩継続時間、拡散濃度予測等をもとに、適切に避難誘導を実施する。
- (2) 町は、事業者と協力して、ガス漏洩防止等応急措置を実施する。
また、住民の安全確保を優先して、実施するものとし、空気呼吸器を装着し、又は防護服を着用して、避難の遅れた住民の誘導や捜索を行うとともに、負傷者の搬出、輸送にあたる。
- (3) 町は、専門家から情報を得て、迅速に有毒ガスの性状、応急措置等の情報の収集に努める。
- (4) 事業者は、直ちに応急点検を実施し、応急措置によりガス漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況及び高圧ガス、火薬類の性状を伝えるものとし、回収容器等による回収、注水冷却等の応急措置を実施するとともに、直ちに県又は警察官へ届ける。
自らの防御措置の実施が不可能な場合は、茨城県高圧ガス保安協会及び地域防災協議会等へ協力を要請する。

3 都市ガスの応急対策

- (1) 事業者は、直ちに、ガス供給の停止等応急措置をとり、応急点検を実施するとともに、119番通報するものとする。漏洩ガスの滞留による引火爆発防止のため、可燃性ガス濃度を測定し安全を確認するなどし、消防機関等に協力するものとする。
火災発生時は、直ちに消火活動を行うものとする。

- (2) 町は、事業者に対し、ガス漏洩箇所等に対するガスの供給停止措置を指示し、消火活動等応急対策を実施するものとする。また、応急対策の実施にあたっては、事業者と連携し、漏洩ガス滞留による引火爆発等二次災害の防止に留意するものとする。
- (3) 町は、必要に応じ、警察と連携するなどして、避難区域（又は警戒区域）の必要性を判断し、区域内住民等へ迅速に広報し、必要な場合は避難誘導するものとする。

第6節 毒劇物取扱施設の事故応急対策

1 漏洩事故

- (1) 事業者は、直ちに応急点検を行い、シャットダウン等応急措置を実施して漏洩防止措置をとるとともに、消防機関に119番通報し、事故発生状況並びに毒性、化学及び物理的性状を伝えるものとする。
また、防護服を着用するなど安全を確保して、漏洩箇所へ風上側から接近し、また位置して、回収容器等による回収措置、注水冷却装置、薬剤による中和措置、ビニールカバー等による被覆措置等の応急措置を行うものとする。
自ら実施が不可能な場合は、応急対策協力事業所等へ協力を要請するものとする。
- (2) 町は、毒劇物の性状を把握し、速やかに警察と連携するなどして避難区域又は警戒区域の必要性を判断し、住民等に迅速に広報する。有毒ガスが発生する可能性がある場合は、漏洩継続時間予測に配慮し、気象状態等による拡散濃度予測等をもとに、適切に避難誘導、又は窓等を密閉した屋内退避等を指示する。
また、地域の生活環境の保全及び地域住民の安全の保持上必要がある場合は、原因者に協力して、土のう等の設置による毒劇物の流出拡散防止、漏洩毒劇物の回収や除外措置等について応急措置を講じる。
- (3) 河川管理者等は、河川等への流入を防止するために、土のう等による流入防止措置を行うものとし、必要に応じ、関係機関に協力を要請するものとする。
河川等に流入した場合、又はそのおそれがある場合は、事業者、県及び必要に応じ応急対策協力危険物等取扱事業所等の協力を得て、中和等無害化処理の実施に努めるものとする。

第7節 避難誘導

- 1 危険物等災害においては、人命最優先を第一とし、関係機関と相互に緊密に連携して、迅速な警戒区域、避難区域の判断と設定をし、広報活動、避難誘導の徹底を図る。
- 2 避難誘導等については、2. 地震災害対策計画編 第2章第4節第1「避難情報の発令・誘導」に準ずる。

第8節 搜索・救出・救助

被災者に対して、搜索・救出・救助を行う場合は、2. 地震災害対策計画編 第2章第4節第3「消火活動、救助・救急活動、水防活動」に準ずる。

第9節 応援要請

- 1 危険物等災害が発生し、町の関係機関の防災能力だけでは対応が不十分であり、県及び他市町村等に応援を求める必要があると判断される場合は、2. 地震災害対策計画編 第2章第3節「応援・派遣」に準ずる。
- 2 自衛隊の災害派遣要請
自衛隊の災害派遣の必要性を災害の規模や被害情報から判断し、必要と認められた場合は、2. 地震災害対策計画編 第2章第3節「応援・派遣」に準ずる。

第10節 医療救護

危険物等の災害が発生し、多数の傷病者が発生した場合は、2. 地震災害対策計画編 第2章第4節第4「応急医療」に準ずる。

第11節 緊急輸送の確保

各危険物等災害に共通する緊急輸送の確保については、以下のとおりとする。

町は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況の迅速な把握に努める。

また、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行等を禁止するなどの交通規制を警察に要請する。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。